

○埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令

平成26年3月7日

警察本部訓令第13号

警察本部長

埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人身安全初動指揮本部（第3条—第5条）

第3章 初動指揮班（第6条—第14条）

第4章 人身安全関連事案の初動指揮（第15条—第20条）

第5章 当直時の指揮系統（第21条・第22条）

第6章 当直時における凶悪重大事件等の初動指揮（第23条・第24条）

第7章 補則（第25条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、埼玉県警察人身安全初動指揮本部（以下「指揮本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人身安全関連事案 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全に関わる事案をいう。
- (2) 凶悪重大事件等 刑事部捜査第一課が捜査を主管する殺人、不同意性交等、放火等の凶悪事件及び誘拐、人質立てこもり、逮捕監禁等重大事件に発展し、生命身体に危険が及ぶおそれのある事案をいう。
- (3) 初動指揮 人身安全関連事案又は凶悪重大事件等の認知後間がない段階で行われる初動警察活動の指揮等をいう。

一部改正〔平成29年第19号、令和5年第25号〕

第2章 人身安全初動指揮本部

(設置)

第3条 埼玉県警察本部に、指揮本部を置く。

(任務)

第4条 指揮本部は、次の各号に定める任務を行うものとする。

- (1) 人身安全関連事案に係る初動指揮に関すること。
- (2) 当直時における凶悪重大事件等に係る初動指揮に関すること。
- (3) 人身安全関連事案又は当直時における凶悪重大事件等の初動対応に係る警察署に対する指導助言及び支援に関すること。
- (4) 複数の都道府県警察又は警察署の管轄区域に及ぶ人身安全関連事案対処の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長の特命事項に関すること。

一部改正〔平成27年第18号〕

(組織)

第5条 指揮本部は、指揮本部長、指揮副本部長、幕僚、本部員及び初動指揮班をもって構成し、埼玉県警察人身安全初動指揮本部編成表（別表1）に掲げる者をもって充てる。

2 指揮本部長は、指揮本部の事務を統括し、指揮副本部長、幕僚、本部員及び初動指揮班を指揮監督する。

第3章 初動指揮班

(任務)

第6条 統括指揮官は、指揮本部長の命を受け指揮本部の事務を処理し、指揮補佐官及び班員を指揮監督する。

2 指揮補佐官は、統括指揮官の命を受け指揮本部の事務を処理し、班員を指揮監督する。

(指定)

第7条 統括指揮官、指揮補佐官及び班員（以下「初動指揮班員」という。）は、指揮本部長が指定する。

一部改正〔令和元年第3号〕

(指定の解除)

第8条 指揮本部長は、人事異動その他の理由により、統括指揮官、指揮補佐官又は班員の指定を解除する必要があると認めるときは、当該指定を解除するものとする。

(勤務制)

第9条 初動指揮班員の勤務制は、交替制勤務又は日勤制勤務とし、その区分は次表のとおりとする。

勤務制	適用者
交替制勤務（三交替制）	統括指揮官 指揮補佐官 班員（生活安全部人身安全対策課の人身安全対策を担当する係員及び刑事部捜査第一課の特殊犯を担当する係員に限る。）
日勤制勤務	班員（交替制勤務の者を除く。）

2 日勤制勤務の班員は、当直勤務により初動指揮班の勤務に従事するものとする。

一部改正〔令和2年第26号、3年第8号、5年第7号・第10号、6年第9号〕

(勤務時間)

第10条 初動指揮班員の勤務時間は、交替制勤務に従事する者にあっては3週間を平均して1週間につき38時間45分とし、日勤制勤務に従事する者にあっては4週間を平均して1週間につき38時間45分とする。ただし、前条第2項ただし書に規定する勤務をする場合は、6週間を平均して1週間につき38時間45分とする。

一部改正〔令和5年第7号〕

(勤務時間の割り振り等)

第11条 初動指揮班員の勤務時間の割り振り等は、次表に定めるところによる。

勤務制	区分	勤務時間	勤務		休憩時間	週休日
			開始時刻	終了時刻		
交替制勤務	当番日	15時間30分	午前8時30分	翌日の午前8時30分	8時間30分	3週間を通じて6日の割合
	日勤日	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	1時間	
日勤制勤務		埼玉県警察処務規程第12条第1項に定めるところによる。				

一部改正〔令和5年第7号〕

(交替制勤務の割り振り)

第12条 交替制勤務は、当番、非番又は日勤とし、その割り振りは、原則として交替制勤務の割り振り（別表2）のとおりとする。

(勤務場所)

第13条 初動指揮班員の勤務場所は、次表のとおりとする。

職名等	執務時間帯	当直時間帯
統括指揮官	生活安全部人身安全対策課長補佐	生活安全部人身安全対策課
指揮補佐官		
班 員	刑事部刑事総務課課長補佐	刑事部刑事総務課 捜査支援・通訳センター
	生活安全部人身安全対策課員	生活安全部人身安全対策課
	刑事部捜査第一課員	刑事部捜査第一課
	その他の生活安全部員及び刑事部員	当該職員の属する所属

一部改正〔平成28年第9号、29年第12号、30年第8号、令和2年第26号、5年第10号〕

(服装)

第14条 初動指揮班員の服装は、私服とする。ただし、指揮本部長が特に指定した場合は、この限りでない。

第4章 人身安全関連事案の初動指揮

(人身安全関連事案に係る情報の集約)

第15条 各所属において人身安全関連事案を認知したときは、別に定めるところにより、執務時間内にあっては統括指揮官を経て生活安全部人身安全対策課長に、執務時間外にあっては統括指揮官に即報するものとする。

- 2 総務部広報課長は、人身安全関連事案に係る警察安全相談等を受理したときは、統括指揮官に即報するものとする。
- 3 地域部通信指令課長又は通信指令官は、人身安全関連事案に係る110番通報を受理したときは、統括指揮官に即報するものとする。
- 4 総合当直長は、人身安全関連事案を認知したときは、統括指揮官に即報するものとする。

一部改正〔平成30年第8号〕

(統括指揮官の措置)

第16条 統括指揮官は、人身安全関連事案を認知したときは、速やかに当該事案の危険性、切迫性及び事件性を判断すること。

2 統括指揮官は、前項の規定により危険性、切迫性又は事件性があると認めたときは、被害者の保護対策、行政措置、刑事事件化等に関し、迅速かつ的確な対応を図るため、当該事案を管轄する警察署に対して必要な指導助言を行うものとする。

3 統括指揮官は、人身安全関連事案の初動対応において、警察署に対する支援が必要と認めた場合は、生活安全部人身安全対策課の人身安全対策を担当する係、刑事部刑事総務課の機動分析を担当する係、同部捜査第一課の特殊犯を担当する係又は同部機動捜査隊の機動捜査を担当する係を警察署に派遣するなど、事案の種別、態様等に応じた現場支援を行うものとする。

4 統括指揮官は、執務時間帯において前項に定める現場支援を行う場合は、関係所属長と事前調整を行うものとする。

一部改正〔平成30年第8号〕

(他都道府県警察等との連絡調整)

第17条 統括指揮官は、関係場所が複数の都道府県警察又は警察署の管轄区域に及ぶ人身安全関連事案を認知したときは、関係都道府県警察又は警察署との連携を密にして情報を共有し、必要な措置を講じること。

一部改正〔平成27年第18号〕

(本部主管課長に対する報告)

第18条 統括指揮官は、執務時間帯において前2条の規定に定める措置を講じる場合は、当該事案に係る事務を主管する所属の長（以下「本部主管課長」という。）に報告し、必要な指揮等を受けるものとする。

(刑事部参事官（統括）による総括的な調整等)

第19条 刑事部参事官（統括）は、人身安全関連事案への対処に当たり、生活安全部人身安全対策課長及び刑事部捜査第一課長並びに統括指揮官を統括し、必要な調整を行うものとする。

一部改正〔平成30年第8号・第16号〕、全部改正〔令和2年第15号〕、一部改正〔令和3年第8号、6年第9号〕、全部改正〔令和4年第13号〕

(特命捜査班の編成等)

第20条 統括指揮官は、被害者等に危害が加えられる危険性又は切迫性が極めて高く、かつ、早急に行行為者の検挙措置等を講じる必要があると認められる人身安全関連事案を認知したときは、本部主管課長及び刑事部参事官（統括）を経て指揮本部長に即報するものとする。

- 2 指揮本部長は、前項の人身安全関連事案に対応するため、特命捜査班を編成することができるものとする。
- 3 特命捜査班には、班長、副班長及び班員を置くものとする。
- 4 指揮本部長は、班長には刑事部参事官（統括）を、副班長には刑事部捜査第一課長のほか、事案に応じて生活安全部人身安全対策課長を充てるものとする。
- 5 班長は、当該事案の捜査を統括し、副班長及び班員を指揮するものとする。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班員を指揮するものとする。
- 7 班員には、生活安全部人身安全対策課長、刑事部捜査第一課長及び同部機動捜査隊長がそれぞれ指名する者をもって充てるものとする。

一部改正〔平成30年第8号・第16号、令和2年第15号、4年第13号、6年第9号〕

第5章 当直時の指揮系統

(統括指揮官による指揮)

第21条 統括指揮官は、当直時における初動指揮に関し、総合当直、生活安全部人身安全対策課、地域部通信指令課、同部自動車警ら隊、同部鉄道警察隊、刑事部鑑識課、同部機動捜査隊、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊並びに刑事部刑事総務課捜査支援・通訳センター及び警備部警備課航空隊を統括し、必要な指揮を行うものとする。

一部改正〔平成28年第9号、30年第8号、令和4年第13号〕

(警察署との緊密な連携)

第22条 統括指揮官は、警察署の当直長と緊密に連携し、当直時間帯における初動指揮に間隙が生じないように努めなければならない。

- 2 警察署長及び警察署の当直長は、当直時間帯における初動指揮を行うに際し、疑義がある場合は、統括指揮官と情報を共有し、組織的な対応を図るものとする。

第6章 当直時における凶悪重大事件等の初動指揮

(凶悪重大事件等に係る情報の集約)

第23条 通信指令官は、凶悪重大事件等に係る110番通報を受理したときは、統括指揮官に即報するものとする。

2 総合当直長は、凶悪重大事件等を認知したときは、統括指揮官に即報するものとする。

(統括指揮官の措置)

第24条 統括指揮官は、認知した凶悪重大事件等について、警察本部長指揮事件と認めたときは、刑事部捜査第一課長が指揮態勢を整えるまでの間、必要な初動指揮を行うものとする。

2 統括指揮官は、認知した凶悪重大事件等について、警察署長指揮事件と認めたときは、当該凶悪重大事件等が発生した場所を管轄する警察署長が指揮態勢を整えるまでの間、当該警察署の当直長に対し、必要な指導助言を行うものとする。

3 統括指揮官は、凶悪重大事件等の初動対応において、警察署に対する支援が必要と認めたときは、刑事部刑事総務課の機動分析を担当する係、同部捜査第一課の特殊犯を担当する係又は同部機動捜査隊の機動捜査を担当する係を警察署に派遣するなど、事件の規模、態様等に応じた現場支援を行うものとする。

第7章 補則

(庶務)

第25条 指揮本部の庶務は、刑事部捜査第一課において行う。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月4日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成29年8月4日から施行する。

附 則（平成30年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成30年5月7日から施行する。

附 則（令和元年6月4日警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年6月4日から施行する。

附 則（令和2年3月9日警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和2年4月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月9日警察本部訓令第26号）

この訓令は、令和2年10月12日から施行する。

附 則（令和3年3月12日警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年3月8日警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和5年2月28日警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月3日警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和5年8月3日から施行する。

附 則（令和6年3月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和6年3月13日から施行する。

【様式別表省略】